

方に入っていくんだという考え方、これはまさに質問しました各事例や各種の規則などにもつながってくるわけですが、ひとつそういう面から、余り先例踏襲ですが、あるいは御身大切というふうな考え方から先に進めようかと、本音に市民から総スカンを食うような事態になりかねない、これは大変大げさですが、私も、苦言を呈しておきます。

特に固定概念にとらわれずに役所とはこういうものなんだというふうなことでなく、ひとついろいろな角度の市民サイドから、市民サービスという観点からひとついろいろと各事例、あるいは規則などももう一度振り返っていただきたいというふうに思っています。

とにかく行政の推進というところについては職員の皆さんが一生懸命やるわけですが、先ほどの助役の答弁、さらさらの方角の答弁でありましたけれども、実務の研修もすることになり、一歩進んで、これから考える職員、こうした職員をつくるような研修も必要ではなからうかというふうに思っています。

それと同時に、職場環境の改善もあわせて行かなくてはならないというふうに思っています。お昼休みなど、特にこのごろ弁当持参の職員の方が多いと思いますけれども、

でも、電気をちやうと薄暗くしてばやばやとそれこそ食べている。非常に厚生面での配慮といいますが、そういう面では、私はもう少し配慮してあげる必要があるんじゃないかと、やることだけやれ、というふうな時代ではなく、やはりもう少し辺に何らかの改善を見るべき、先ほどの答弁にありましたけれども、増築というふうな面にもそういうところからやはり進むべきではなからうかと思っています。冷暖房が入るようであれば、むしろ考え方としては私は遅いんじゃないかというふうにも思っています。

先ほど申し上げましたけれども、高度経済成長期のような非常に高い経済効率を求める社会から、市民の意識が、価値観のポイントをもっとしっかりとした人間としての生活を営むところに置こうというふうに変わってきていると思います。これまでも特に見落とされておりました心のぬくもり、暖かく触れ合う所づくり、このようなことに田村市長を中心になんとか推進していただきたい、かゝ要望申し上げます、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長(小林菊三君) 次に二十番 指田保雄君。

(二十番 指田保雄君登壇)

○二十番(指田保雄君) 剛才に通告いたしました仮称勤労者互助会及び中学校校給食について一般質問を行います。

第一に、仮称勤労者互助会について伺います。

この制度は、小規模事業所に働くおられる人々の福利厚生を主目的とした制度であります。わが国経済は、石油危機以来長期低落傾向にあります。加えて公共料金の値上げ、物価高騰により、働く人々とその家族の生活は甚だ窮地に追い込まれております。特に、小規模事業所に働く勤労者は労働組合もなく、福利厚生面でも恵まれていないのが現状であります。このような未組織勤労者に少しでも安心して働ける環境をつくり、あわせて従業員、の定着など、小規模事業所にとっても有利な仮称勤労者互助会の設立を提言いたすものです。

ちなみにわが福生市における小規模事業所数は、これはちやうと古いですが、五十三年度統計によると二千四十五事業所、従業員数一万三千百七人となっております。そのほとんどは百人以下の事業所であります。こういった

福生市の現状を踏まえて、商工会等でも従業員の表彰制度、退職金積立制度等を実施し、従業員の定着化等について、力を入れておられるようですが、いそ一步の力添えが必要と思われれます。事業主にとっても、また働く人々にとっても大きなメリットが考えられる仮称勤労者互助会の設立は急務と考えられます。都下二十六市中でもすでに八市が実施し、大きな成果をおさめております。この点、市長のお考えをお聞きいたします。

次に中学校校給食の実施について、その後の経過について市民も大きな関心を持って見つめておりますが、どのような状況であるのか、現在、教育長の答弁を求めて、増上による質問を終わります。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 指田議員さんの御質問にお答えいたします。

勤労者互助会についてでございますが、最近の企業経営を取り巻く環境は厳しいものがあると思っております。特に週休二日制の導入により、余暇、あるいは健康増進等、幅広い環境改善を図らねば優秀な人材確保、また定着化は切実の所だと思います。このことからして御質問の勤労者互助会制度

は当を得た御意見と思ひます。今後他市の状況等、調査、研究をさせて
いただきます。また商工会の御意見をも拝聴いたしまして十分検討させていたしま
いたいと思ひます。

中学の給食については、教育委員会の方でお答えいたします。

○教育次長（八木房雄君） 自席からお許しをいただきます。御答弁を申し上げ
ます。

中学校給食につきましては、毎回御質問がございましたが、現在教育委
員会では、昨年十月以降八回にわたりますして慎重に調査、検討を進めて
おります。鋭意ご力中をございまして、教育委員会の考え方としては、
近々のうちに結論を出したいというふうに申されております。そのような考え方
でございしますので、どうぞひとつよろしくお願いいたします。

○二十番（指田保雄君） 御答弁にたいないわけですが、他市の状況を私も調べて
みたんですが、当を得た提言であると、質問であると、市長の御答弁でござ
います。担当部課の方で内容等調査してあればその点、どのような点か。
また教育委員会の方では結論が出るということですが、前向きな結論と

後ろ向きの結論があると思ふんですが、大体どんな方向であるのか。わかつたらと
いうことはおかしいんですが、お答えとしてやういふものをらうとお知らせいたさない
と思ひます。

○市民部長（井上久男君） それでは第一番目の勤労者互助会につきましては実施
している概要でございすけれども、多摩市の各中におきまして実施している市がハ
市ばかりあります。これは八王子、立川、三鷹、青梅、府中、調布、町田、
国分寺の各中がございす。

それで、お市の中で都市勤労者互助会連絡会をつくりまして、何かお互
いに検討事項等を審議しているようでございす。さらに現在準備中の
ものを申し上げると六市ございまして武蔵野市、昭島市、日野市、国立市、
保谷市、武蔵村山市と六市が準備中とのことがございす。

内容については各中とも大体同じようなことでございすけれども、従業員者
数がおおむね百人以下というふうなことで在住に勤の者で、しかも先ほど質問
の中にもありましたような未組織労働者を対象にしたもので組織しているという
ものが実態でございす。

今後このような問題等につきましても、商工会等とどう協議を重ねて、あるいは内部でも検討を加えて前向きの中で実施できるような方向にいかばと考へておりますので、よろしくひとつお願いいたします。

○教育次長（八木房雄君） お答え申し上げます。

ただいまの御質問でございますが、これはいま教育委員会が検討してあります。私の方から直接前向きかどうかということでございますが、教育委員会としても慎重に検討して、今月のうちに結論を出したいというふうに申されておりますので、いましばらくお待ちいただきたいと思います。

○二十番（指田保雄君） 貴重な時間でございますので、私の質問に対し、御答弁、私も満足し得る点も多々ございますし、貴重な時間でございますので、以上をもって一般質問を終わりたいと思います。

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

今日の会議時間は午後五時三十分ととなっておりますが、議事の都合により、あらかじめ延長することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって今日の会議時間は延長することと決定いたしました。

○議長（小林菊三君） 次に九番小野沢久君。

（九番 小野沢久君登壇）

○九番（小野沢久君） 通告に従いまして、三點にわたり一般質問をさせていただきます。まず保育及び幼稚園の行政についてでございますが、現在福生市内の未就園児の数を見ますと、五十四年が二十五人、五十五年が十七人で、小学校入学児の九八%の者が保育園、あるいは幼稚園等に入園をしているわけでございます。

私立の幼稚園では高枚並みに費用がかかると言われており、父母の負担も大変なものでございます。そこで保護者の負担軽減を図り、幼稚園教育の振興を図るということで、郡の政策として幼稚園の保護者負担軽減補助金が支給されております。四歳児、五歳児にそれぞれ一千八百円と二千円、それに市が三歳、四歳、五歳児にそれぞれ一千円を上乗せをしているわけでございます。

が、この市の部分に対して上乗せ増額ができるかどうかお答えをいただきたいと思います。

また国の施策であります幼稚園就園奨励補助金、国が三分の一、市が三分の二でござりますが、これには所得制限がござりますが、現在の支給率はこのようになつておりますか。

また保育園、幼稚園の格差の実態認識についてでございますが、もともと文部省、あるいは厚生省と、管轄が違うものを比較対象することに無理があるかと思いますが、大半の父母にいたしますと、保育時間が長く幼稚園よりも安い保育園に行かせたい、できることなら保育園に行かせたいというのが実態でありますので、費用等の実態についてお願いいたします。

また市内には公立の幼稚園はございませんが、近隣を見込場合の公立、市立の格差はどのようになっているか。

次に都立の保育園の移管についてお尋ねをいたします。

九市二町に十三軒の都立の保育園はござりますが、都では、五十七年あたりを目当てに移管をしないということのようではございますが、市長の考え方は

どのようになっているか。

また、無認可保育、緊急時の一時保育についての考え方をお尋ねいたします。マイホーム要求や教育費、物価高の背景とともに、女性の労働意識も高まり、働く婦人が年々増加の一途を辿っております。そういう中で朝八時から五時までしか預けられない——特例保育もござりますが、保育所の利用のできる人は限られてくるわけでございます。夜間勤務の多い看護婦さんや夜遅くまで仕事をする女性にとって心配なく子供を預けることができる施設が必要となつております。こういう背景があればこそ、最近、社会問題となつておりますベビーホテル等が生まれてくるのではないかと考えます。

当市においても無認可の保育施設はござりますが、無認可といつてもこれは都の基準を十分満たしているものであると思いますが、何らかの理由により保育園に入園できない児童が入園をしているわけではございますので、その辺の実態についてどうなっているか。

また、緊急時の一時保育についてどのように考えているか。

二番目になります。社会体育の振興について。

日々盛んになる社会体育、健康の維持、増進、そして青少年の健全

育成に大きな役割りを果たしております。

当市においても関係者の努力により、他市にまさるとも劣らぬ施設があり、初心者の教室等も熱心に行われております。また、五十六年度予算ではプールの管理棟の建てかえ等も組み入れられております。これらのことは大変高く評価できるものと思います。また、社会教育関係にはそれぞれの団体があり熱心に活動しておるわけでございますが、補助金の交付状況はどのような行われているのか。

次に施設管理の充実についてお尋ねをいたします。

このたび福東公園に待望の六面のテニスコート、野球場、あるいはゲートボール場等ができるわけで楽しみにしているところでございますが、これらの管理あるいは駐車場等はどのようなになっているのか。体育施設を利用する者にとってその料金は安い方がいいわけでございますけれども、現況では受益者負担ということは常識化しております。このテニスコートの有料化についても今議会でも議案提出がされておりますが、経過と考へ方についてお答えをいたします。

テニスコートばかり出てまいります。かねてから一般質問も何度もしてまいりましたが、牛浜球場がナイターができ、大変盛況に行われております。テニスを楽しむ者にとってもナイターは夢でありますので、この対応と今後の見通しについてはどのようなふうにあるか。

三番目に自転車対策についてお尋ねをいたします。

自転車置き場の対策については全国的な問題であり、各市においてもその対策に苦慮されておられ、各条例を制定する市も出てきております。当市においても一般質問が何度もされております。十二月にも東田議員からされておりますけれども、その都度検討するということでございますので、どうもはっきりしない部分がございます。

いままで、どのような検討をし、どのような対応をしてきたか、具体的にお答えをしていただきたいと思います。

そして先般制定されました自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律とあわせて今後の対応はどのようなふうになっているのか。

以上、一回目の質問とさせていただきます。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 小野次議員さんの御質問にお答えします。

保護者負担軽減補助金の増額の考えがあるかという御質問でございますが、御承知のとおり現行の私立幼稚園児保護者負担軽減補助金の制度は、昭和四十七年度東京私立学校補助方策審議会が公立幼稚園と私立幼稚園とは保護者の負担に格差があり、この格差を是正すべく、都知事に答申しましたのを受けて、東京都が実施してきたものでございます。

福生市におきましても、昭和四十七年から東京都の補助額に市で上積みをしていただき、補助をいただいております。そして、昭和五十六年度につきましても、福生市といたしましては現行の額で予算計上をいたしておりますが、東京都におきましては市長会等の強い要望に対し、若干ではございますが、三歳児に対して初めて月額五百円の補助をすることになり、また四歳児に対しては現行の額の一千八百円より二千円に引き上げることになっております。

かような状態でございますが、当面、市の上積み分の増額につきましては積極的な検討は困難でございますが、制度の発足となった趣旨に照らし、今後とも

東京都に対して増額運動を続けてまいりたいと考えております。

次に二点目でございますが、幼稚園、保育園格差の実態認識でございますが、

御承知のとおり、幼稚園は学校教育法に基づく幼児教育であり、保育園は児童福祉法に基づくものでありまして、根本的にその目的が異なっております。したがって一概に比較することは大変困難ではございますが、御指摘のとおり父母負担額につきましては単純平均ではありまするが、若干の開きがあるようでございます。なお、詳細については担当より御説明申し上げます。

三点目の都立保育園の移管についてでございます。

都立の保育園の移管問題につきましては、東京都児童福祉審議会の経過を踏まえ、市町村と協議することとし、都より市町村に提案されたわけでございます。現在、市町村検討委員会におきまして検討されておりますが、特定市町村に所在していることから、具体的には市町村ごとに判断すべき要素もあることと、都は市町村の要望を十分反映すべきであるとの基本的な考え方に立ち、現在協議されておられ、まだ大きな進展は見られないところであります。いずれにしても財政的な面を初め、多くの問題が残っており、現在の状態では受け

入れは困難であると判断しております。今後とも慎重にこの問題について対処してまいりたいと思っております。

四、四目の件でございますが、無認可保育所は認可保育所の基準に達していない小規模施設として一定の基準に基づき、市長が指定した保育室利用契約で締結したもので、設置者と保護者との自由契約に基づき児童を保育してまいります。本市には森田母子健康センター、牛浜保育所の二カ所があります。都の補助金を得て委託料を反弁しております。この保育室は年度途中に転入、あるいは出産、急病等の場合、希望する一般保育所に定着できないとき等に利用され、保護者の希望により保育時間等弾力的な運営も可能であります。なお、今後とも本市と利用契約を継続してまいりたいと考えております。

五、五目の緊急一時保育でございます。

出産、失業等の保育措置につきましては、保育に欠ける指数は低いのですが、保育園に入園枠がある限り措置しております。現実にはこのような事態は緊急一時措置であり、なにより申し上げる無認可保育室を利用す

るよう指示しております。公立保育所に枠を定めておく措置もありませんが、児童福祉法関係、都の指導検査等で保育に欠ける児童が保留されていゝ場合には措置するよう指導されておりました。緊急一時保育すべしと措置することは困難でございます。それぞれの事情によりまして保育室に紹介するなどの措置をとつてまいりたいと考えております。

社会教育の件は、教育委員会でご説明いたします。

自転車対策でございます。

駅周辺の放置自転車については、全国各地において社会問題として多く取り上げられておりますが、福生市におきましても問題解決のための連絡会議を開き、この対応策を検討しているところでございます。

当市の状況につきましては、福生駅東口周辺が最も多く、次に牛浜駅、武井島駅前となっております。当面、福生駅周辺につきましては、五十六年度から高齢者事業団と整備誘導をお願いしたいと考え、当初予算に費用を計上しております。

今後の対応策でございますが、用地の確保ができるものであるならば、自転車

置き場を設置し、同時に条例も設けて、お互いが交通ルールを守っていきけるよう考えております。また自転車の駐車場法も十分研究し、検討し、加力してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○教育次長（八木房雄君） 自席からお許しをいただきまして、御答弁を申し上げます。まず社会体育関係の御質問でございますが、社会体育関連団体の補助金の交付はどのようになっておるかということでございますが、現在、社会体育団体といたしましては体育協会、文化連盟、それから青年団体連絡協議会、PTA連合会、ボーイスカウト福生第一団につきまして補助金を交付しているわけでございます。

次に福東地区のテニスフートの関係でございますが、この福東地区につきましては、大変地域の皆さんにはこの方面での御迷惑をかけつおりますが、今回、御協力をいただきましてここに七面のテニスフートができるわけでございます。いま市内には全天候と申しましてウレタン系のテニスフートが武蔵野台にもございますし、それからクレール・フートもございますが、南公園にもございますが、現在ここでできて

おります。これらにつきましては、福東地区につきましては駐車場も確保してございまして、管理人等を置かしまして、十分対策を講じていきたいというふうに考えております。

それからテニスフートの有料化でございますが、いま申し上げましたとおり、おかげさまで福東地区にもテニスフートができましたので、いままでは武蔵野台のテニスコートと、それから南公園のテニスフートだけだったんですが、今回で上がりますとともに、その管理人を置く関係上、また、受益者負担という原則に立ちまして一部利用者負担をしていただくというのも考えなければなりません。

それから武蔵野台のテニスフートのナイターの関係でございますが、この実施計画でも考えておりますが、五十七年度におきまして何とか考えて、地域の皆さんと相談いたしまして考えてまいりたいというふうに考えております。

以上お答え申し上げます。

○助役（古谷徳男君） 私から幼稚園の就園奨励費の支給状況、どれくらい人数があるかということでございますので、それについてお答え申し上げます。自席からお許しを願います。

福生市でいま支給している対象者がございすけれども、国の基準に従いまし
て支給を行つてゐるわけでございす。

それで支給の分類でございすけれども、まず生活保護世帯、または税金の
かかつていない非課税世帯、こういうものが一つ。それから市民税の所得割
り、要するに均等割り以外ですが、所得割りが非課税の世帯。それから
所得割りが七万円以下の世帯、このように三つに分かれております。ですから生
活保護世帯と全然税金のかかつていない世帯が一つと、それから税金はかかつて
いても均等割りだけかかつて所得割りが非課税の世帯、それが一つ。それ
から所得割りが七万円以下の世帯、この三段階に分れておりまして、統計では
五十五年度、まだこれは最終ではございせんけれども、五十五年度といしましては
一千七十三人が該当しております。

その内訳でございすけれども、生活保護世帯、または非課税の世帯でござ
います。四歳児で十名、それから五歳児で八名、十八名でございす。次に
市民税の所得割りが非課税の世帯が、四歳児で十三名、それから五歳児
が六名、合計十九名。次に所得割りが七万円以下の世帯でございすけれど

も、四歳児が三百十四名、それから五歳児が三百二十四名、合計六百三十八名、
これらを合計しますと四歳児が三百三十七名、五歳児が三百三十八名、合計六百
七十五名でございす。

それで、これを総園児の一千七十三人と比較してみますと六三%近い児童が就園
将大助費の支給を受けている、こういうことでございす。

以上、状況を説明いたしました。

○福祉部長(田村中雄君) それでは福祉関係につきまして、市長答弁の補足を
させていただきます。

最初に幼・保の格差の実態の関係でございす。確かに幼稚園と保育園
の関係につきましては、最近非常に内容が近づいてきてゐるようでございす。が、
目的こそ違つてゐるわけでございす。同じような教育内容で実施してゐるよう
でございす。

利用面では、幼稚園につきましては月謝、入園料等が非常に高く、そのわり
に時間が短いと。また給食関係につきましても非常に保育園の方は完全な形
で行われているわけでございす。幼稚園の方はそうではない、いろいろな実態のよう